

史料紹介

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「文英清韓長老記録」

吉 永 光 貴

解題

はじめに

本稿では宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「文英清韓長老記録」(函架番号二〇五・二九二。¹⁾以下、「長老記録」の史料紹介を行う。

「長老記録」は、肥後の大名加藤清正の従軍僧である文英清韓が来翰を書き留めた文書集で、慶長二年(万曆二五年・宣祖三〇年)一五九七)正月から七月の期間、清正陣営に宛てた明人・朝鮮人発給文書等二十四点(一点は文書包紙のため、文書としては二十三通、後掲【表一】参照)の写しが掲載されている。

すでに『史料綜覧』のいくつかの網文の典拠として取り上げられ、²⁾『日本史総合年表』(第三版)でも典拠史料として採用されている。³⁾そ

のため、学界未知の史料ではないものの、これまで文禄の役・慶長の役研究や加藤清正研究⁴⁾、外交文書論などでは取り上げられてこなかった。他の史料に見えない情報や、古文書学的に珍しい文書も含んでおり、今後活用していく必要がある。

本稿では史料の翻刻を行い、併せて訓読・語釈の私案を提示することで活用の一助としたい。解題では、「長老記録」の諸本・所収文書の特徴を概観して史料の性格の分析を行うことにする。

一 作成者について

「長老記録」は作成・伝来に関する奥書等を持たず、表題と内容によって作成者が文英清韓であると推定される。まず清韓の辞書的な説明を紹介しよう。

文英清韓 永祿二一(一五六八)―元和七・三・二五(一六二一・五・一六)

江戸初期の臨済宗の僧。自ら不放子とも称した。伊勢（三重県）安芸郡の人。慈雲大忍（一説に文叔清彦）の法を嗣ぎ、伊勢の無量寿寺に住した。のち加藤清正の帰依を受けて九州に下向し、文禄・慶長の役に随侍したという。慶長五（一六〇〇）年東福寺の第二七世となり、同九年には南禅寺（世代不明）に昇住した。同一年、豊臣秀頼に請われて方広寺の鐘銘を書いた。これは、文中の「国家安康」の句が、徳川家康の文字を分けたとして徳川方の怒りを買ひ、大坂の陣、そして豊臣家滅亡の引き金となったものとして知られる。

〔石井清純「文英清韓」』『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年。傍線は引用者。〕

併せて、主な先行研究を紹介しておく。早くに上村觀光氏が略歴を紹介されてお⁽⁶⁾り、方広寺鐘銘事件への関心から、徳富猪一郎氏がその事跡に触れている⁽⁷⁾。その後、一九五五年刊行の『大日本史料』第二編之三七、元和七年（一六二二）三月二五日条において卒伝が収録され、事跡に関する史料が一覧しやすくなった。

その後の研究では、当該期の五山の分析を試みた斎藤夏来氏⁽⁸⁾、方広寺鐘銘事件に関する加藤正俊氏⁽⁹⁾・笠谷和比古氏⁽¹⁰⁾、文学方面からの堀川貴司氏⁽¹¹⁾・長坂成行氏⁽¹²⁾・山本佐和子氏⁽¹³⁾、清韓が活動した伊勢国安濃津の寺院に関する太田光俊氏⁽¹⁴⁾、菊池為邦の画像賛の分析を行った水野裕史氏⁽¹⁵⁾の研究などがある。

これら先行研究では、清韓が文禄の役に従軍したとする記述も見られるが⁽¹⁶⁾、同時代史料では文禄年間（一五九二～一五九六）の史料所見は確認できない。

「長老記録」所収文書の始期〔文書①〕、後掲【表一】も参照と、

加藤清正に従軍していたことを合わせて考えると、清韓は清正に付き従って慶長二年正月に朝鮮半島に渡海したと考えられる⁽¹⁷⁾。

また、「長老記録」は慶長二年七月一二日の【文書②】で終了する。これは、同七月十四日に慶長の役緒戦の漆川梁海戦がはじまり、交渉が途絶する時期と合致する。

以上のように、「長老記録」所収文書は、慶長二年正月一四日に加藤清正が朝鮮半島に渡海し、本格的な戦争が再開する同年七月一四日以前の期間の文書を書き写している。この期間、清韓が清正の従軍僧として朝鮮との交渉に参加している史料所見があるため⁽¹⁸⁾、交渉に従事する過程で書き留めた文書群ということになる。

なお、清正は、慶長三年一月の撤兵時まで、断続的に朝鮮との交渉を試みているが、「長老記録」より後の時期に、清韓の確実な史料所見はない⁽²⁰⁾。

前後の時期も含めた、清韓の動向に関する詳細な分析は他日を期すが、慶長二年正月から七月にかけては、加藤清正による対朝鮮交渉に参加した僧侶であることを確認しておきたい。

二 諸本の性格

各種データベース⁽²¹⁾による限り、「長老記録」には次の二種類の写本が確認できる。

① 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本

表題は「文英清韓長老記録」。(目録・データベースでは内容表題を付し、「文英清韓長老記録(慶長二年・釈清韓与朝鮮蔣啓仁贈答書

贖」として登録されている。冒頭の注一でも紹介したように、新日本古典籍総合データベースで写真が閲覧可能。

函架番号「二〇五―二九二」。

表表紙・表紙の他、本文は九丁分ある。

一丁表に「玉繩」、「天爵堂圖書記」（以上、新井本の蔵書印）、「宮内省図書印」「明治十八年改」「図書寮蔵」（以上、宮内庁図書寮の蔵書印）が押され、九丁表の最末尾に「君美」（新井白石蔵書印）が押される。

登録情報と、新井白石の雅号である「君美」の蔵書印から、白石旧蔵本の一部であることがわかる。宮内庁書陵部図書寮文庫が所蔵する新井白石旧蔵本は、明治一三年（一八八〇）六月に白石の子孫から寄贈されたもの（「新井本」）である。

「長老記録」には白石以前の所蔵印等は確認できず、もとの所蔵者は不明であり、白石がいつ入手したのかも不明である。推測の粹を出ないが、原本は五山、より踏み込んで言えば、東福寺やその関連塔頭などに所蔵されていた史料なのではないか。

白石は五山・外交などに関心を持っていた。宝永七年（一七一〇）末から翌年初に上洛した際に、五山の史料調査を行った。²³「新井本」にも、「東福寺蔵文書」（五〇六・一二六）、「東福栗棘庵蔵花押」（二〇五・二七三）²⁴などが確認できる。また、東福寺南昌院本によつて校訂された『善隣国宝記』（二〇五・二八三）も所蔵している。²⁵

「長老記録」のもとの所蔵先の手がかりとして、所蔵者が分かる清韓関係史料に注目したい。

史料編纂所謄写本「東福寺韓長老集」（二〇三四―九八）は、清韓の作成した漢詩・文章などを収録した文集である。奥書によると、上

村観光氏²⁶を介して、「東福寺芳春院」²⁷本を書写したという。しかし、東福寺に芳春院という塔頭は確認できない。一方で、謄写本奥書に書かれた住所は東福寺のものであるから、「芳春院」は謄写本作成段階に生じた誤りで、東福寺のいずれかの塔頭所蔵だったと考えられる。

また、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の「韓長老朝鮮使僧松雲問答書（慶長二年三月）」（五一二・七一）²⁸も、清韓と朝鮮僧惟政の筆談史料である。史料編纂所影写本と国立公文書館本（内閣文庫本）³⁰が知られている。³¹この史料も伝来過程は不明だが、享保五年（一七二〇）に東福寺現住の石霜龍菴が奥書を付しており、東福寺やその塔頭などに所蔵されていたと考えられる。

以上のように、清韓関係史料には伝来過程が不明なものが多いが、東福寺やその塔頭などに関連するものが多く、「長老記録」も東福寺周辺に秘蔵されていた可能性が指摘できる。

②国立公文書館所蔵「文英清韓長老記録」

表題、登録名は共に「文英清韓長老記録」。

請求番号「二九〇―〇七四」。

冒頭と末尾に「内閣図書館蔵」・「内閣文庫」（いずれも内閣文庫蔵書印）がそれぞれ一セットずつ押されている。

国立公文書館デジタルアーカイブは「書誌情報…写本、江戸」とするが、書写奥書などには見られず、近代以前の蔵書印などもないため、書写年代は不明。管見の限り、内閣文庫の目録では明治二三年（一八九〇）の目録で初見する³³ため、それ以前に内閣文庫に所蔵された。

奥書等では情報が得られないため、ここでは①・②の内容を比較することで写本系統を検討したい。

①・②は配置（文字配り・改行箇所・改ページ箇所など）は基本的にはまったく同一³⁴であり、近い関係にある写本と見られる。ただし、②は、紙を切り貼りすることでページを拡張し、無理やりページの帳尻を合わせようとしている箇所が何箇所も見られ、底本をできるだけ再現しようとして試行錯誤した様子がうかがえる。

また、②の内容には単純な誤写がある。わかりやすい例を上げると、【文書⑪】の明の諸将が列挙される箇所、①が「経略朝鮮尚書刑老爺・經理朝鮮都御史楊老爺・鎮守朝鮮大都督麻老爺」とするのに対し、②では「経略朝鮮尚書刑老爺・經理朝鮮都御史楊老爺・鎮守朝鮮大都督麻差老爺」とする³⁵。

両者のテキストを比較すると、①では意味が通じにくい箇所、②がより適切だと思われる箇所は確認できない。逆に、例示したように、②が間違っているが①が正しい箇所は数箇所ある。

①・②以外の諸本が現時点では確認できないことから、②は明治一三年に宮内庁書陵部に①（新井本）が寄贈され、明治二三年に目録に登録されるまでの十年間に①に基づいて内閣文庫で作成された写本と推測される³⁶。以上のような写本の事情から、本稿では両者の異同は注記せず、①に基づいて翻刻を行う。

三 所収文書の概観

具体的な内容の分析は他日を期すとして、本稿では所収文書を一覧にした【表一】にもとづき、所収文書の様式と発給者とを概観しておきたい。

まず、様式面に注目すると、【文書⑪・⑫】は明将の沈惟敬が発給

【表1】「長老記録」所収文書

番号	月日	文書名	受給者	発給者	備考
1	1597/1/18	蔣啓仁書状	(金太夫カ)	蔣啓仁	
2	1597/1/27	蔣(啓仁カ)書状	(金太夫カ)	蔣一(啓仁カ)	発給者は類推
3	(1597/1/27カ)	蔣啓仁書状	金太夫	蔣啓仁	4と同日カ
4	1597/1/27	(蔣啓仁カ)書状	(金太夫カ)	(蔣啓仁カ)	3から授受関係を推定
5	1597/2/13	金太虚書状	(加藤清正カ)	金太虚	
6	1597/2/14	金太虚書状	西生浦副将(金太夫カ)	金太虚	
7	(不明)	(蔣啓仁カ)書状	金太夫	(蔣啓仁カ)	発給者は内容から推定
8	1597/3/7	(蔣啓仁カ)書状	金太夫	(蔣啓仁カ)	発給者は内容から推定
9	1597/3/12	蔣啓仁書状	金太夫	蔣啓仁	
10	1597/3/1	惟政書状	加藤清正	惟政	
11	(1597/5/27~1597/6/1)	沈惟敬論	加藤清正	沈惟敬	
12	1597/6/1辰時(到着)	沈惟敬論封紙	加藤清正	沈惟敬	12の封紙
13	1597/6/5	惟政書状	加藤清正	惟政	
14	1597/6/5	惟政書状	金太夫	惟政	
15	1597/6/5	惟政書状	文英清韓	惟政	
16	1597/6/5	惟政書状	文英清韓	惟政	
17	(1597/4/12カ)	蔣啓仁書状	金太夫	蔣啓仁	18と同日カ
18	1597/4/12	蔣啓仁書状	文英清韓	蔣啓仁	
19	1597/7/1	惟政書状	加藤清正	惟政	
20	1597/7/1	惟政書状	文英清韓	惟政	
21	1597/7/12	(蔣啓仁カ)書状	加藤清正	(蔣啓仁カ)	発給者は内容から推定
22	1597/7/3	蔣啓仁書状	文英清韓	蔣啓仁	
23	1597/7/2	蔣啓仁書状	金太夫	蔣啓仁	
24	1597/7/2	蔣啓仁書状	文英清韓	蔣啓仁	

凡例 文書番号は【翻刻】に基づき、私に付した
 日付は元の表記に関わらず表記を統一した いずれも明暦・朝鮮暦
 受給者・発給者は元の表記に関わらず、「解題」の人物紹介項の表記に統一した
 網掛け部分は明人発給文書、白色背景は朝鮮人発給文書

した公文書の「論」で、それ以外の二十二通はすべて朝鮮人発給の「書状」(簡札)である。

【文書⑩】の文書形式「論」は、明朝においては衙門(≡役所)の長官が役所の構成員や民衆などに対して命令・通達をする際に用いた下行文(下達文書)である。⁽³⁷⁾ 転じて、明将が日本人に対して命令・伝達を行う際にも外交文書として用いられた。包紙が残されている「論」や写しの事例は他に確認できず、【文書⑫】と併せて、発給当時の「論」の様子を知る上で貴重な実例になる。

一方、朝鮮時代の「書状」(簡札)は、崔承熙『増補版韓国古文書学研究』⁽³⁸⁾によると、様々な内容がやり取りされた私文書であり、多くの量が残っており、公的な内容が書状でやり取りされる場合もあるという。同書ではその様な多様性もあつてか、様式の類型化などはなされていない。

筆者の力量からも書状の様式面に踏み込むことは難しいが、「長老記録」では、面会のアポイント・日程調整など、細かな調整・通達が多数を占める。一方で、文英清韓の書籍入手要求への返答という私的なやり取り(【文書⑭】)、清正軍への禁止事項の通達という半ば公的な通達(【文書⑮】)も含まれており、「書状」と一口に言っても様々な性格を内包している点には注意が必要だろう。

最後に、文書の授受関係者を概観しておきたい。発給者は、蔣啓仁・金太虚(松雲大師) 惟政・沈惟敬である。

・蔣啓仁：『宣祖実録』では「金大夫答蔣希春書」として、
「蔣啓仁足下」宛の「丁酉暮春十四日美農部金大夫書状」が引用される⁽³⁹⁾ことから、蔣啓仁は蔣希春の別名と考えられる。

蔣希春(一五五五―一六一八)：慶尚南道梁山熊上邑明谷里生まれ。文科に及第し、宣祖二五年(一五九二)に壬辰倭乱が発生すると、義兵を起し、慶州・蔚山地域の防衛で活躍した。宣祖二七年(一五九四)三月以降、三度加藤清正陣営に入り、交渉の役割にあたった。⁽⁴⁰⁾

・金太虚(一五五五―一六二〇)：慶尚南道密陽市河南邑貴明里生まれ。宣祖一三年(一五八〇)文科別試に及第。一五八二年に玉浦万戸。宣祖二五年(一五九二)壬辰倭乱が起ると、密陽府使に任命され、翌年に蔚山郡守に転任した。⁽⁴¹⁾

・惟政(一五四四―一六一〇)：松雲・四溟。俗名は任応奎。慶尚南道密陽市武安面古羅里生まれ。壬辰倭乱が起ると、朝鮮国王宣祖が師の休静を朝鮮八道十六宗都総撰に任命し、義兵僧を募らせると、副総撰となった。義兵僧としての活躍を高く買われ、宣祖二七年(一五九四)三月以降、加藤清正陣営に入り、交渉を行った。⁽⁴²⁾

・沈惟敬：文禄の役が勃発すると、兵部尚書石星に起用され、「遊撃」として朝鮮に派遣され、小西行長・宗義智らと講和交渉を担当した。秀吉を日本国王に冊封することが決まった後、本来の冊封正使の李宗城が逃亡すると、代わりに冊封副使として来日した。講和交渉決裂後、万曆二五年(一五九七)六月に朝鮮で楊元に捕縛され、同年七月に北京で処刑された。⁽⁴³⁾

一方、文書の受給者は、加藤清正・金太夫・文英清韓である。

- ・金太夫（美濃部喜八郎）：清正の家臣。朝鮮史料では「副将」「寵将」など。加藤清正が捕えた朝鮮王子を文禄二年（一五九三）四月に伊達政宗に引き渡す際に王子に付されているのが初見⁽⁴⁾で、それ以降の日朝交渉に参加している⁽⁴⁵⁾。

なお、「長老記録」が写しであるという点には注意が必要である。すなわち、「長老記録」では、欠字・平出・擡頭などが再現されているが、翻刻の際に欠字字数の判断に困ったものが多い。今後、明代・朝鮮時代の原本と突き合わせて検討する必要がある。

終わりに

本稿では、甚だ簡単ながら『文英清韓長老記録』の紹介を行った。「長老記録」は多数の文書を収録した外交文書集であり、しかも他には全く見られない朝鮮時代の多くの書状と沈惟敬の「論」が含まれている。現場レベルでの細かな調整の様子が垣間見える点は「長老記録」の最大の特徴であり、魅力と云うべきだろう。

文禄の役・慶長の役研究に引きつけて言えば、「長老記録」によって、慶長の役直前の加藤清正の動向が具体的に明らかにできる。この時期の加藤清正の動向の分析を通じて豊臣政権の対朝鮮交渉の具体的な検討は他日に別稿を期すことにしたい。

一方、より広い視野で見たときに、包紙を有する「論」など、他に類例を見ない文書が含まれ、古文書学的にも貴重な分析材料を提供し

ている。明代・朝鮮時代の古文書学的研究の材料としての活用も望まれる。

なお検討の不十分な点、重大な誤りも多いだろうが、ひとまず江湖に私案を示して、大方のご叱正を乞いたい。

末筆ながら貴重な史料の紹介・翻刻を許可していただいた宮内庁書陵部図書寮文庫には改めてお礼申し上げる。なお、本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の交付を受けた「中近世移行期の対外交渉にみる統一政権の性格」（課題番号20J21152）の成果の一部である。

註

(1) 新日本古典籍総合データベースで閲覧可能 (http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_B_100371454、最終閲覧二〇二二年十一月二〇日)。

(2) 『史料綜覧』巻一三（東大出版会、一九五四年）の日付だけ示すと、慶長二年正月一三日条、二一日条、二月一〇日条、三月二〇日条、二一日条、五月三〇日条、六月二七日条。

なお、【文書⑩】が『史料綜覧』の慶長二年（一五九七）五月三〇日条の綱文「慶尚道西生浦の加藤清正、明の遊撃沈惟敬に会见を求む、是日、惟敬、之を辞す、」（傍線は引用者）の典拠になっている。しかし、沈惟敬は、明使の応対した後、「即ち東都して慶州に臨むべし」という意志を見せている。慶州（＝慶尚道）は清正が在陣する西生浦倭城を擁する地域であるから、清正との交渉に應じる用意があるという意味だろう。結果的には惟敬は捕縛されてしまい、交渉は途絶するのだが（北島万次『豊臣秀

吉朝鮮侵略関係史料集成』三、平凡社、二〇一七年、五四三〜五四八頁)、惟敬が「辞」したわけではない。

- (3) 慶長二年(一五九七)五月三〇日条に、「加藤清正、明将沈惟敬に会見を要求(文英清韓長老記録)」とある。(加藤友康ほか編『日本史総合年表「第三版」』吉川弘文館、二〇一九年、三四〇頁。)前掲注二の『史料総覧』とは解釈が異なる。

- (4) 文禄の役・慶長の役の研究には多数の研究蓄積があるが、特に当該期の加藤清正に関する研究は以下のものがある。貫井正之「壬辰戦争の義僧兵および戦間・戦後の朝日交渉における惟政(松雲大師)の考察」(貫井『豊臣・徳川時代と朝鮮』明石書店、二〇一〇年。初出は二〇〇一年)、北島万次『加藤清正』(吉川弘文館、二〇〇八年)、村井章介「慶長の役開戦前後の加藤清正包囲網」(村井『日本中世の異文化接触』東京大学出版会、二〇一三年、初出は二〇〇八年)。

- (5) 例えば、外交文書を悉皆的にリスト化した荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四集、二〇二一年)など。

- (6) 上村観光「文英清韓」(上村『五山詩僧伝』民友社、一九二二年)。
(7) 徳富猪一郎『近世日本国民史』第二二、家康時代中巻・大阪役、民友社、一九三五年。

- (8) 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』吉川弘文館、二〇〇三年。
(9) 加藤正俊「清韓をめぐる五山の学侶」(『季刊 禅文化』四〇号、一九六六年)。

- (10) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇

年、笠谷『関ヶ原合戦と大坂の陣』吉川弘文館、二〇〇七年、曾根勇二『大坂の陣と豊臣秀頼』吉川弘文館、二〇一三年など。

- (11) 堀川貴司「禅僧による禁中漢籍講義」(堀川『続五山文学研究』笠間書院、二〇一五年、初出二〇一二年)。

- (12) 長坂成行「篠屋宗禰覚書 上」(『奈良大学紀要』三四号、二〇〇六年)、長坂「篠屋宗禰覚書 下」(『奈良大学大学院研究年報』一一号、二〇一一年)、長坂「宗禰と文英清韓」(長坂『篠屋宗禰とその周縁』汲古書院、二〇一七年)。

- (13) 山本佐和子「大阪府立中之島図書館蔵『増刊校正王状元集注分類』東坡先生詩」の書誌的考察」『人文学』二〇五号、二〇二〇年。

- (14) 太田光俊「中世の安濃津の寺院と真宗の展開」(『高田学報』一〇九、二〇一三年)、太田「室町・戦国期の寺院と仏教文化」(『三重県史』通史編中世、三重県、二〇二〇年、十章第二節)。

- (15) 水野裕史「文英清韓賛」菊池為邦像」の制作背景」、『熊本史学』一〇二、二〇二二年。

- (16) 近年のものでも水野「文英清韓賛」菊池為邦像」の制作背景」(書誌前掲)などが踏襲している。

- (17) 加藤清正の動向については大浪和弥「加藤清正の居所と行動」(大浪ほか編『加藤清正文書目録』東大史料編纂所、二〇一五年)を参照。

- (18) 『宣祖実録』巻八七、三〇年(一五九七)四月辛未条・四月癸酉条、および巻八九、三〇年(一五九七)六月壬戌条、後述の「清正松雲問答」も清韓自筆の筆談史料とされる。

- (19) 李啓煌「朝鮮から見た文禄・慶長の役」(大津透ほか編『岩波

講座『日本歴史』一〇巻近世一、岩波書店、二〇一四年）など。

- (20) 『宣祖実録』巻九六、宣祖三一年（一五九八）正月丙申条に、清正陣営の日本人の発言として、「倭賊投書云、「欲_レ為_三講和_一、而城中未_レ有_レ知_三文字_一者。船上有_レ僧、若使出送、則欲_レ修_三和書_一。」云。」とあり、清正陣営の「僧」の存在を示唆する。しかし、これが清韓かは不明である。

- (21) 国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」(<https://base.linjia.jp/~tkoten/>)、国立国会図書館サーチ(<https://iss.ndl.go.jp/>)、「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<https://www.digital.archives.go.jp/>)などを活用した。（いずれも最終閲覧二〇二二年一月二〇日。）

- (22) 新井本については宮内庁書陵部編『新井白石旧蔵本』展示目録（宮内庁書陵部、一九八一年）、飯倉晴武「近代の禁裏・公家文庫」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第三輯、思文閣出版、二〇〇九年）などを参照した。

前者は、「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」<https://shoryobukunaicho.go.jp/Publication/>の「発行者一覧」展示目録項で閲覧。（二〇二二年二月二〇日最終閲覧。）

- (23) 岡本真・須田牧子「天龍寺妙智院所蔵『謙斎南遊集』」、『東京大学史料編纂所研究紀要』三一、二〇二二年、一三四頁・注六、一四二頁参照。

(24) 『新井白石旧蔵本』展示目録（書誌前掲）八・九頁。

(25) 『新井白石旧蔵本』展示目録（書誌前掲）一二頁。

- (26) 上村観光氏については、玉村竹二「上村観光居士の五山文学研究史上の地位及びその略歴」（玉村『日本禅宗史論集』上、思文

閣出版、一九八八年、初出は一九九二年。）を参照。

- (27) 今日でもこの編纂所奥書の情報が参照されている。例えば、水野「文英清韓賛「菊池為邦像」の制作背景」（書誌前掲）一一頁、注一七など。

(28) 「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」では版本とするが、写本ではないか。

(29) 史料編纂所影写本「韓長老朝鮮使問答書」（三〇四〇・五一六）。

- (30) 国立公文書館所蔵の「清正松雲問答」は二本ある。（一六八〇〇四三、一六八〇〇四四。）いずれも近代写本。

(31) 影写本奥書には、「明治二十二年四月内閣本ヲ影写ス」とあり、「所蔵史料目録データベース (Hi-Cat)」も所蔵者を「内閣文庫」とする。しかし、国立公文書館所蔵の二本には、図書寮文庫本と影写本に共通する注記がないため、図書寮文庫本が影写本の底本だろう。

(32) 『大日本史料』一二編之三十五、元和七年（一六二一）三月二五日条、二六二頁。

- (33) 「内閣文庫図書目録」第七、内閣記録局、一八九〇年、二〇五頁。（国立国会図書館デジタルコレクションにより閲覧。最終閲覧二〇二二年二月二〇日。）

(34) 【文書⑫】の「ヲモテ」「ウラ」の文字配りだけ異なる。

(35) なお、「史料稿本」も「差爺」として校訂注で「老爺」に訂正していることから、②の系統の写本を底本としている。

- (36) この推論を確実なものとするためには、国立公文書館や宮内庁書陵部図書寮文庫本の関係を検討する必要がある。ただ、前述した「清正松雲問答」のように、宮内庁書陵部本を内閣文庫で写し

たと思われる写本は散見されるため、ひとまず本稿のように考える。

(37) 「古代公文種類」(徐豔華ほか編『簡明公文類編』経済科学出版社(中国上海・中国語)、二〇一五年)。

(38) 知識産業社(韓国ソウル・韓国語)、一九八九年。

(39) 『宣祖実録』巻八六、三〇年(二五九七)三月辛亥条。

(40) 蒋希春・金太虚の経歴については、「韓国郷土文化電子大典」に拠って関連部分を抜粋した。なお、文祿の役・慶長の役期間の活動については、禹仁秀(黒田慶一訳)「蔚山地域壬乱義兵の活動とその性格」(黒田編『韓国の倭城と壬辰倭乱』岩田書院、二〇〇四年)にも詳しい。

(41) 『宣祖実録』巻八五、宣祖三〇年(二五九七)二月壬戌条に、「而賊若求見我国将官、則朴毅長・金太虚中、折其有胆氣善三応答者、往見中路、仍洞洞察其情無妨、」とあり、もし賊(ここでは清正ら)が朝鮮の将官への接触を求めてきた場合、(清正在陣地域の地方官のうち)朴毅長(全州判官)か金太虚のうち、度胸があり、答弁に長けたものを選んで道中に向かわせ、様子を偵察させよと提案されている。

(42) 惟政の事跡に関しては、「韓国郷土文化電子大全」のほか、北島万次『加藤清正』(書誌前掲)、貫井正之「壬辰戦争の義僧兵および戦間・戦後の朝日交渉における惟政(松雲大師)の考察」(貫井『豊臣・徳川時代と朝鮮』、書誌前掲)を参照した。

(43) 石原道博「沈惟敬」(『国史大辞典』)。

(44) 『宣祖実録』巻五一、二七年(二五九四)五月癸未条、『宣祖実録』巻八四、三〇年(二五九七)正月壬子条など。「文祿二年

(二五九三)四月二八日加藤清正書状」(個人蔵、『新熊本市史』史料編第三卷、近世一、熊本市、一九九四年、五五号文書、三九〇頁)。

(45) 金太夫の事跡に関しては、北島『加藤清正』(書誌前掲)に言及がある。

「付記二」本稿校正中の令和五年(二〇二三)三月一日に注一等で参照した「新日本古典籍総合データベース」は「国書データベース」に統合された。校正中の出来事のためURL等の修正は行わなかったが、新しいデータベースでも同様に閲覧可能である。

「付記二」注一三で参照した山本氏の論文は補訂のうえ山本佐和子『抄物の言語と資料』くろしお出版、二〇二三年に収録された。

翻刻編

〔凡例〕

・本稿では、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「文英清韓長老記録」（請求番号二〇五・二九二）に基づき、文書番号を付して一通ごとに翻刻し、訓読・語釈の私案を付した。

・底本の写真が容易に閲覧できる（解題参照）ため、通用字体によって翻刻を行い、蔵書番号のラベル・蔵書印も翻刻しなかった。

・翻刻に注記を付すと煩瑣になるため、明らかな誤字と思われる箇所のみ校訂注を付し、読点の私案のみ付した。

・訓読では、年次・人名等の比定と語釈に対応する番号注を付し、翻刻で付した校訂注は訓読に反映させた。

・語釈では主に固有名詞・難解語句を中心に私案を示した。

【表紙】

「文英清韓長老記録」

【内表紙】

慶長二年丁酉朝鮮之書

【文書①】

一自乙未相阻、更未相面、今奉 貴書、得認 將軍還住旧壘、良慰々々、李謙受則須得重病、而今幸少愈、若過數日借往切計、若仍而不差、則今二十一日間、独往所約川辺、可得

面話、不宣、

丁酉正月十八日

旧知蔣啓仁

高総兵有老親病重、冬間適去、今聞

復来、而時未下来、

【訓読①】

乙未^(一九九五)より相阻みて、更に未だ相面せず。今貴書⁽²⁾を奉り、將軍⁽³⁾旧壘⁽⁴⁾に還住するを認め得る。良慰、々々。李謙受⁽⁵⁾則ち須らく重病を得るも、而して今幸いに少愈す。若し數日を過ぎれば、借⁽⁶⁾に往きて切かに⁽⁶⁾計わん。若し仍て差⁽⁷⁾ざれば、則ち今二十一日の間、独り約する所の川辺に往きて、面話を得べし。不宣。

丁酉正月十八日

旧知蔣啓仁⁽⁸⁾

高総兵⁽⁹⁾老親の病重き有り。冬間⁽¹⁰⁾適去る。今復た来るを聞くも、時に未だ下来せず。

【語釈①】

①乙未…文禄四年（万曆二十三年＝宣祖二十八年＝一五九五）。

②貴書…『宣祖実録』卷八四、三〇年（一五九七）正月壬子条所引「慶長二年正月一二日加藤清正牌文」を指すか。

③將軍…加藤清正。日本の大名を「將軍」と称する例は、『宣祖実録』卷三一、二五年十月乙巳条「日本將軍」などがある。

④旧壘…「壘」は「とりで」。（『大漢和辞典』）ここでは、文禄の役の際に加藤清正が拠点とした西生浦倭城。

⑤李謙受…一五五五～一五九八。鶴城李氏。李藝の子孫。蔚山出身の義兵。宣祖二十七年（一五九四）には武科別試に合格。西生浦での加藤

清正と松雲大師惟政との会談では、一次・二次は惟政と共に会談に臨み、三次は李謙受が単独で会談に臨んだ。機張県監を経て、宣祖三〇年（一五九七）に鄭州判官に任じられた。（『韓国郷土文化電子大典』李明勲「李芸の後孫たち」（嶋村初吉編）『玄界灘を越えた外交官 李芸』明石書店、二〇一〇年、一七六―一七八頁。）

⑥差：「いえる。病がなほる。」（『大漢和辞典』）

⑦切計：「切」は「窃」に通じる。（『大漢和辞典』）

⑧旧知蔣啓仁：蔣希春。【解題】参照。

⑨高総兵：『宣祖実録』卷一〇二、三二年（一五九八）七月丁酉条の「加藤清正書契」に「呈_下総兵高（指_下彦伯）窓_下」とあり、高彦伯の別名。『宣祖実録』卷五五、二七年九月辛巳条にも「高総兵」とある。朝鮮の軍制に「総兵」は確認できず、正式な官職ではない。

高彦伯は、慶尚左兵使（左道兵節度馬使）。文禄三年（一五九四）四月の惟政・清正の会談の際に、惟政と共に西生浦に入った。（貫井「壬辰戦争の義兵僧活動および戦間・戦後の朝日交渉における惟政（松雲大師）の考察」（書誌前掲））

【文書②】

吾意雖欲相好、我国之礼則大小之事、必稟於王庭而後行之、
故今正月二十三日、大上官之書持而上京、来二月十五六間可待回
期乎、

丁酉正月二十二日

蔣一

【訓読②】

吾が意相好せんと欲すといえども、我が国の礼は則ち大小の事、必ず

王庭に稟して後に之を行ふ。故に今正月二十三日、大上官^{（即ち清正）}の書持ちて上京し、来たる二月十五・六の間、回期を待つべきか。

丁酉正月二十二日 蔣一^③

【語釈②】

①大上官：加藤清正を指す名詞（『韓国古典語大辞典』）。

②蔣一：【文書③】との関連から、蔣啓仁。

【文書③】

且其回答問、日本之人、水路則不過開雲浦之前、陸路則不踰
所等伊川、犯越事、亦通于 大上官、痛禁亦望、

蔣啓仁（判印）

金太夫

【訓読③】

且つその回答の間、日本の人、水路は則ち開雲浦^②の前を過ぎず、陸路は則ち所等伊川^③を踰えざれ。犯越^④の事、亦た大上官に通じ、痛禁すること亦た望む。

蔣啓仁（判印）

金太夫

【語釈③】

①且其回答問：【文書②】参照。

②開雲浦：大韓民国蔚山広域市南区聖巖洞の地名。

③所等伊川：未詳。『慶尚道統撰地理誌』の慶尚道・蔚山郡「漁梁」

項に「郡南所等伊川防箭」とあり、蔚山郡南部の川か。

④ 犯越：「国境を越えて他国に侵入すること。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）

【文書④】

海上之会、使人耿々、生即日北上耳、但 貴將四封書中其一封、則乃是上 国王者、非如私書之比、生難於擅伝、昨到中途、告 諸方伯、則方伯亦以為難擅、故不敢带去即欲還上、而恐或浮 沈、姑此留置、俟回当即奉還、勿咎々、余在早晚再叙臨行、 不宣、

丁酉正月念七日

【訓読④】

海上の会^①、人をして耿耿たらしむ^②。生^③即日北上するのみ。但し貴將の四封書中その一封、則ち乃ち是を国王^④に上るは、私書^⑤のごとき^⑥の比に非ず。生擅伝^⑦するは難し^⑧。昨^⑨中途に到り、諸^⑩を方伯^⑪に告げれば、則ち方伯亦^⑫以為^⑬難し^⑭。故に敢えて帯び去らず即ち還上せんと欲す。而れども或いは浮沈^⑮を恐れ、姑^⑯此を留置す。回りに^⑰即ち奉還すべきを俟て。咎む勿かれ、々。余は早晚の再叙臨行に在り。不宣。

丁酉正月念七日

【語釈④】

- ① 海上之会：加藤清正が再び渡海し、接触してきた事を指すか。
② 耿耿：「不安で眠れない。」（『大漢和辞典』）

③ 生：「小生」の意の一人称。（『朝鮮語大辞典』）

④ 私書：「一人私人の書状。」（『大漢和辞典』）

⑤ 擅伝：「擅」は「ほしいまま。ほしいままに。」（『大漢和辞典』）

⑥ 方伯：觀察使の別称。「觀察使」は道の長官として中央から派遣された地方官で、監督で政務に従事し、定期的に道内を巡察して管下の地方官を監督した。（六反田豊「朝鮮初期」、李成市ほか編『朝鮮史』一、山川出版社、二〇一七年、三一〇頁。）觀察使は道に一人のため、「諸」は代名詞として処理した。

⑦ 浮沈：「書信の受信人に達せざること。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）

【文書⑤】

奉 書、審得 示意、慰々、聞 天朝勅諭、沈 冊使近得 南下、蓋為兩國修好未完故也、我国只埃 天朝分付而已、諸將 豈有他意、但清正率兵航海到、即殺掠边上民人・船隻、其意 難測、此辺水陸豈可無備乎、想舟師、為此進泊耳、如有欲 言下妨、更通、当具稟于 冊使処之、不宣、
万曆二十五年二月十三日 蔚山郡守 金太虚

【訓読⑤】

書を奉り、審らかに示意を得る、慰々、天朝^①の勅諭^②を聞くに、沈冊使^③近く南下するを得る。蓋し^④兩國修好未完たるの故なり。我が国^⑤只だ天朝^⑥の分付^⑦を埃つのみ。諸將^⑧豈に他意有らん。但し清正兵を率いて航海し到り、即ち边上^⑨民人・船隻を殺掠す。其の意、測り難し。此の辺の水陸豈に備え無かるべけんや。舟師を想い、此れが為に進泊する

のみ。もし言下^⑤に妨げんと欲する有らば、更に通ぜよ。当に具^②さに冊使に稟して之を処すべし。不宣。

万曆二十五年二月十三日 蔚山郡守 金太虚

【語釈⑤】

- ①天朝…明。
- ②勅諭…「帝王の宣諭すること。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
- ③分付…「吩咐」に同じ。「命令。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
- ④辺上…「辺上重地」で「国境の要地」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
ここでは、「国境」の意味か。
- ⑤言下…「言葉の終るか終らぬかの時。」（『大漢和辞典』）

【文書⑥】

封シメ 金太夫

正 答西生浦副将書 金太虚

回舟渡頭先訪故、旧深慰 厚意、我之求見將軍、甚於將軍之

求見我也、而自去冬、身得重病迄未差、復將軍、豈知此中虚偽、茲

以強病、進去于蔚山江頭、將軍其枉旆焉、慎勿負、幸甚、

丁酉二月十四日

【訓読⑥】

正^① 西生浦副将^②に答える書 金太虚

舟を渡頭^③に回らし、先ず故旧を訪ねる。厚意に深慰す。我の將軍に
見えんと求めるは、將軍の我に見えんと求むよりも甚だしきなり。し
かれども去る冬より、身に重病を得、迄^④に未だ差さず。復た將軍、豈

に此中の虚偽を知らんや。茲に強病を以て、蔚山江頭^④に進み去り、
將軍其の旆^⑤を枉げよ。慎みて負う勿れ、幸甚。

【語釈⑥】

- ①正…未詳。副本ではなく正本であることを示す符牒か。「明人某書
状」（『唐将書帖』坤、二八号文書。朝鮮総督府編『唐将書帖・唐将詩
画帖解説』朝鮮総督府、一九三四年、一二二―二三頁。朝鮮総督府編
『唐将書帖』坤）朝鮮総督府、一九三四年、一五―一六頁。）の冒頭に、
別筆で「正」と書かれている。
- ②西生浦副将…金太夫。『宣祖実録』卷六一、二八年（一五九五）三
月甲戌条「清正副将喜八」とある。
- ③渡頭…「渡し場。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
- ④江頭…「江辺の渡し場。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
- ⑤枉旆…「枉」は「まげる」「旆」は「はた。」「旆」に「軍隊をひ
きかへすこと。」（『大漢和辞典』）の意味があるため、ここでは、「加
藤清正の軍隊を引き返させる、あるいは軍旗を降ろさせ、軍事行動を
停止させること」などを意味するか。

【文書⑦】

金太夫 節下 上状

自從 京城今始回還前、於上 京之日落馬、仍傷臥経六日

以此違期良恨々、松雲近日当到輿之偕往是計、而

將軍必嫌我遲滯故、明日当往面叙為料、余都在 奉

話、不宣、

【訓読⑦】

金大夫節下 上状^①
京城（飛騨）より今始めて回還するより前、上京の日に落馬す。仍お傷臥して、六日を経る。此れを以て期を違う。良恨、々々。松雲（推致）近日まさに之に到興し、偕（とも）に往きて是計すべし。しかるに、將軍（加藤清正）必ず我が遲滞を嫌うが故、明日まさに往きて面叙し、料^②を為すべし。余は都て奉話（すべ）に在り。不宣。

【語釈⑦】

①上状：「敬意又は弔意を表する書翰。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）
②料：「おし計る。かんがへる。」（『大漢和辞典』）

【文書⑧】

金大夫 陣下
近日相阻、良恨々々、松雲師前日送書于我曰、二月晦（みそか）到慶州、三月初往于西生、故将此意伝之者、而伝聞行到金山之地
驅馳遠路、勞熱兼發臥苦數日、幸得小差、今明日当到
云故、我亦出途苦待来、則不移時日可令即通為料、余
近当 奉話、不宣、
丁酉三月初七日

【訓読⑧】

金大夫 陣下
近日相阻む。良恨、々々。松雲（推致）師前日書を我に送りて曰く、二月晦（みそか）に

慶州に到り、三月初に西生に往く。故にこの意を將（も）て之に伝へよ者（とてより）。しかるに、伝聞するに、金山^①の地に行到し、遠路を驅馳し、勞熱兼發して數日を臥苦するも、幸いにして小差するを得る。今明日（きょう）当に到るべしと云へり。故に、我亦た出途^②するを苦待し^③、来たらば則ち時日（とき）を移さず即ち通じて料を為さしむべし。余は近く当に奉話すべし。不宣。

【語釈⑧】

①金山：郡の名前。現在の慶尚北道金陵郡と金泉市の地域にあった。
檀国大学編『韓漢辞典』）
②出途：「かどで。旅立ち。出程。」（『大漢和辞典』）
③苦待：「鶴首して待つこと。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）

【文書⑨】

奉答 日本得（得）金大夫 陣下
承 書得知平安慰々、松雲師先声当刻到来故、先付以送
来、即往陣正期、亦適為料、余 奉話、不宣、
丁酉暮春旬二 蒋主簿判印
日本金大夫 陣下

【訓読⑨】

奉答 日本得（得）金大夫 陣下
書を承り、平安を得知す。慰々。松雲師当刻到来するを先声^②する故、先付して以て送來す。即ち、陣に往きて期を正し、亦た適料（たまたま）を為さ

ん。余は奉話せん。不宣。

丁酉暮春旬二(四月十二日)

蔣主簿判印

日本金太夫 麾下

【語釈⑨】

①日本将金太夫：底本は「日本得」。意味不通のため、「日本将」に校訂する。

②先声：「事の起る前に伝はる噂。」(朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』)
③主簿：「各官衙の郎官職の一。」(朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』)

【文書⑩】

四溟大禪師北海松雲、曾入九華峰、方欲調病、適聞

大上官要与相見云、罔昼夜下来、至中路、得發吟証、臥呻、

翌日至廢食飲、似違 上官所候之日、漸慮々々、望時

当強病馳到慶州、欲与 上官叙候矣、惟

大上官遲之、

皇明万曆二十五年三月初一日 松雲在金陵途中先送声也

印 印

清正大上官大將軍西生浦宮下

【訓読⑩】

四溟大禪師北海松雲①、曾て九華峰②に入る。方に病を調えんと欲するに、適大上官、相見に与ることを要すると云えるを聞くに、昼夜罔く下来し、中路に至り、發吟③の証を得、臥呻④して、累日食飲を廢するに至り、上官の候ずる所の日に違うに似たり。漸慮々々。望時⑤、

当に強病して慶州に馳せ到り、上官と叙候せんと欲すべし。惟だ大上官、之に遲る⑥。

皇明万曆二十五年三月初一日 松雲金陵⑦に在りて途中先ず送声するなり。

印 印

清正大上官大將軍西生浦宮下

【語釈⑩】

※「曾入：罔昼夜下来」：『宣祖実録』卷八六、三〇年(一五九七)三月庚申条の権慄状啓に引用される金庇瑞馳報に「三月初九日、就高靈県、於清正陣、先声入送曰「松雲曾入九華峯、方欲調病、適聞大上官要与相見、罔昼夜下来。」と類似の表現がある。

①四溟大禪師北海松雲：松雲大師惟政。【解題】参照。

②九華峰：九華山(慶尚北道金泉市京洞)。中国安徽省の仏教の聖地である九華山にちなんで名付けられた。

③發吟：「吟」は「うめく。」(『大漢和辞典』)ここでは、病気に苦しんでうめき声をあげる意味か。

④臥呻：「呻」は「うめく。」(『大漢和辞典』)ここでは、倒れ伏してうめき声をあげる意味か。

⑤望日：「陰曆十五日の称」(朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』)
⑥惟大上官遲之：語義未詳。あるいは脱文あるか。

⑦金陵：慶尚道金山郡の別名。(『世宗実録』卷一五〇、地理志、慶尚道・尚山牧・金山郡)

【文書①】

遊撃書文

欽差副府沈 諭

先鋒清正知之、 本月二十六日接来書、 知

先鋒欲見

本府、 本府亦欲一見与

先鋒、 善作飯計、 以完調戡之任、 只縁目下

経略朝鮮尚書刑老爺・

経理朝鮮都御史楊老爺・ 鎮守朝鮮大都督

麻老爺・ 併及副総兵参遊諸將、 一時来到、 係

本府分当迎候、 精待接見之後、

本府即可東都臨慶州矣、 我

天朝統馭属国、 自有大體、 出於礼法之外、 決不

容忍、 為之

先鋒亦須知此大體、 始終耐守、 与正成・ 行長合

、 意成、 凶修睦隣好、 則

貴国之幸、

先鋒之幸、 餘俟再布、 不宣

空 印

遊撃印

【訓読①】

遊撃書文

欽差副府沈^(一)諭^(二)す。

先鋒^(三)清正^(四)之を知れ。 本月^(五)二十六日^(六)来書に接し、 先鋒^(七)本府^(八)に見え

んと欲するを知る。 亦た本府先鋒と一見し、 善く飯計^(九)を作し、

以て調戡^(五)の任を完うせんと欲す。 只だ目下経略朝鮮尚書

刑老爺^(六)・ 経理朝鮮都御史楊老爺^(七)・ 鎮守朝鮮大都督麻老爺^(八)、 併

及び副総兵・ 参遊^(九)の諸將一時来到するに縁りて、 本府分に係り

て、 当に迎候し請待^(一〇)接見の後、 本府則ち東都して慶州に臨むべ

し。 我が天朝属国を統馭^(一一)し、 自ら大礼有りて、 礼法の外に出づ

るを決して容認せず。 之がために、 先鋒亦須らくこの大礼を知り、

始終耐守し、 正成^(一二)・ 行長^(一三)と合意して修睦隣好を図るを成さば、

則ち貴国之幸、 先鋒の幸余りあり。 再布を俟て。 不宣。 遊撃印

空印^(一四)

【語釈①】

① 欽差副府沈：冊封副府（史料⑫） 沈惟敬。【解題】参照。

② 諭：明代の文書形式の一種。明朝においては衙門（≡役所）の長官

が役所の構成員や民衆などに対して命令・通達をする際に用いた下行

文（下達文書）である。（『古代公文種類』、徐豔華ほか編『簡明公文

類編』経済科学出版社（中国上海・中国語）、二〇一五年。） 転じて、

明将が日本人に対して命令・伝達を行う際の文書として用いられた。

③ 本府：沈惟敬の自称。「本」は「平行文・下行文中において、自己

の官職の略称に冠して自称とする。」（『歴代宝案』を読むための用語

解説』『歴代宝案訳注本第二冊』沖縄県教育委員会、一九九七年。）

④ 飯計：「帰る計略。」（『大漢和辞典』）ここでは、日本軍の撤兵に向

けた交渉を意味するか。

⑤ 調戡：「戡」は「兵器をささめる。」（『大漢和辞典』）。

⑥ 経略朝鮮尚書刑老爺：邢玠。『神宗実録』万曆三十五年（一五九七）

三月己未条に、「陞兵部左侍郎邢玠為兵部尚書兼都察院右副都御史

総督薊遼保定軍務兼理糧餉經畧禦倭」とある。

⑦ 經理朝鮮都御史楊老爺：楊鎬。『神宗実録』万曆二十五年（一五九七）三月乙巳条に「陞山東右參政楊鎬為都察院右僉都御史經理朝鮮軍務」とある。

⑧ 鎮守朝鮮大都督麻老爺：麻貴。『神宗実録』万曆二十五年（一五九七）二月丙子条に「命原任鎮守延綏等処總兵官署都督同知麻貴以原官充備倭總兵官」とある。

⑨ 副總兵參遊：「參遊」は、「參將・遊擊」（『中国歴史公文書読解辞典』）。副總兵・參將・遊擊はいずれも總兵のもとに編成された。

⑩ 請待：原文は「精待」。意味不通のため「請待」に改めた。「請待」は「客を待接する」（『大漢和辞典』）。

⑪ 統馭：「すべをさめる。統御に同じ。」（『大漢和辞典』）

⑫ 正成・行長：寺沢正成・小西行長。いずれも朝鮮半島に渡海し、交渉を継続していた。（鳥津亮二『小西行長』（八木書店、二〇一〇年）一七三―一七五頁、佐島顕子『朝鮮王朝実録』収載日本人名に見る豊臣政権」、山本博文編『法令・人事から見た近世政策決定システムの研究』科研費報告書、二〇一五年。）

⑬ 空印：印を予め押しておくこと。

【文書⑫】

ヲモテ

右仰南原撥	發行	此係緊急軍務、仰
万曆二十五年六月初一日辰時	舖司兵作速通至	
傍註到日、季終類繳	豊臣清正	
	当官開折、如有稽	
	遲擦損、查究如律、	

ラ

欽差	冊	封	副府	封
----	---	---	----	---

【訓読⑫】

（表・上段）

右南原^①に仰せて撥せしめ^②、發行す。
万曆二十五年六月初二日 豊臣清正
到日^③を傍註し、季^④終わりなば、類繳せよ^⑤。

（表・下段）

此れ緊急軍務に係る。舖司兵^⑥に仰せて、速通^⑦を作さしめ、^{（加藤清正）}当官^⑧に至りて開折せしめよ。もし稽遲^⑨擦損^⑩有らば、查究すること律のごとくせよ。

（裏）

欽差冊副府封

【語釈⑫】

〔表・上段〕

①南原…朝鮮の地名。南原府か。

②撥…「分遣、分かつこと。」(『中国歴史公文書読解辞典』)

③到日…「到」は「他機関からの文書が、ある期間に到着したことをあらわす語」(『歴代宝案』を読むための用語解説)。

④季…「三月を一季といふ。」(『大漢和辞典』) ここでは六月末か。

⑤類繳…「類」は「まとめていくつかの案件などを一緒に処理することをあらわす語」(『歴代宝案』を読むための用語解説)。「繳」は「人民から官庁に、下級機関から上級機関に税物・文書などを納付または返納すること」(同前)。ここでは「季末に」受けとった他の文書をまとめて返却する」といった意味か。

〔表・下段〕

⑥鋪司兵…鋪司兵は、「鋪司の下に働いてゐる兵士。」鋪司は「重要な庁・州・県に在って鋪遞の取扱をなす長官」(『大漢和辞典』)。「鋪は鋪兵、または鋪兵司ともよばれ、急遞鋪に所属して、官用通信の伝送に当った。」(和田清『明史食貨志訳註』) 東洋文庫、一九五七年、二五一頁)。

⑧当官…ここでは宛先の「豊臣清正」を指す。

⑨稽遲…「とどまつて行かぬこと。」(『大漢和辞典』)

⑩擦損…すり減らすこと。(『歴代宝案』)

【文書⑬】

瘴暑方漲、大將軍陣況何如、恋仰斯切日者、蔣啓

仁還来、將見 玠札、如接 眉宇、礙膺之念、如积春氷

多賀々々、且 書中多少 示意、我不欲不如

將軍之意、少勢至此、是亦天也、奈何、松雲承度

落傷満身艾炙、將登火燭、恐失重叙言念及、此

方寸擾々、雖然 冊使老爺將東都向去、欲与

將軍、做一夜良晤、当是時、必松雲亦欲從之、謹惟

將軍領亮、 敬復、

万曆二十五年六月初五日 北海松雲言

清正大上官 西生浦

【訓読⑬】

瘴暑^①方に漲る。大將軍の陣況何如。恋しく斯く仰ぐこと切なり。日

者^②蔣啓仁還り来る。將に玠札を見んとするに、眉宇^③に接するが如

し。礙膺^④の念、春氷の积けるが如し。多賀々々。且つ書中多少示意、

我將軍の意に如かざるを欲せず。少勢此に至る。是れ亦た天なり。奈何。

松雲承度落傷満身にして、艾炙^⑤して將に火燭^⑥を登らんとす。失を恐

れ、重ねて叙言して念及し、此の方寸^⑦擾々^⑧。然りと雖も、冊使老爺^⑨

將に東都して向去し、將軍と一夜の良晤を做さん^⑩とすべし。是の時

に当たり、必ず松雲また之に従わんと欲す。謹んで將軍の領亮を惟う。

敬復。万曆二十五年六月初五日 北海松雲言う

清正大上官 西生浦

【語釈⑬】

①瘴暑…「瘴」は「山川の毒氣に中つておこる熱病」(『大漢和辞典』)。

「熱病を起こすほどの暑さ」といった意味か。

②日者…「さきには。さきの日」(『大漢和辞典』)

③接眉宇：『少林無孔笛』卷之五偈頌一〇二、「答一雲叟并序」に、「啓局而接眉宇」とあり、芳澤勝弘氏は「会つて見ると」と訳されている（芳澤勝弘編著『東陽英朝 少林無孔笛訳注三』思文閣出版、二〇二〇年、三三三～三三七頁）。対面して接することの意か。

④礙膺：「胸につかえたもの」（『禪語大辞典』）

⑤艾炙：「艾」は「蓬」。

⑥火焰：「火炎に同じ。」（朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』）

⑦方寸：「心をいふ。」（『大漢和辞典』）

⑧擾々：「みだれるさま。ごたつきさわぐさま。」（『大漢和辞典』）

⑨做：「つくる。なす。作の俗字。」（『大漢和辞典』）

⑩良晤：「晤」は「あふ。むかふ。対面する。」（『大漢和辞典』）

【史料⑭】

臨別初心、不日還入 貴宮、重叙所期事与心違慚悵云々、
書中三万示意、我非不知、亦不欲不従事勢、自至於如此
将欲百計図、之奈、^{（明）}天兵沓至非我等巻謀於其間、欲
与 冊使沈翁同入慶州寺 上官相議、従好断之千
万計料、松雲及蒋啓仁与 上官同意、大欲成事、而我
等亦空去空来事不易成、恨々、奈何々々、余在蒋啓仁
口仲、不敢可々、松雲病不能執筆借書、只此惟
副將軍亮之、

万曆二十五年六月初五日北海松雲言

副將軍金太夫足下

西生浦

【訓読⑭】

臨別^①の初心、不日貴宮に還入し、重ねて期する所を叙す。事と心と違ふこと、慚悵^②すと云々。書中三万の示意、我知らざるに非ず。亦た事勢に従わざるを欲せず。此の如きに至るに自り、將に百計を圖らんと欲す。如奈^③。天兵^{（明）}の沓至りて、我等其の間に巻謀するに非ず。冊使沈翁^{（沈惟敬）}に与して同じく慶州の寺に入り、上官と相議さんと欲す。好断の千万計料に従い、松雲及び蒋啓仁^{（蒋希春）}、上官と同意し、大いに事を成さんと欲す。而れども我等亦た空去空来の事易すく成らず。恨々、奈何、々々。余は蒋啓仁の口仲に在り。敢えて可ならず。々々。松雲病みて執筆する能わずして、書を借る。只だ此れ惟だ副將軍之を亮せ。
万曆二十五年六月初五日北海松雲言う

副將軍金太夫足下

西生浦

【語釈⑭】

①臨別：「離別に際して」（『大漢和辞典』）

②慚悵：「慚」は「はぢる」。「悵」は「いたむ。うらむ。なげく。のぞみを失う。」（『大漢和辞典』）。

③如奈：原文「之奈」。意味不通のため、改めた。

【史料⑮】

大士日南之积、松雲四溟之禪、烏石嶺古風望州亭、明月
吹々不休照之、今古此造物、在無尺歳、吾与 師之所苦
楽、厭翁万楽上、雖道眼之無隔、白陽大患身、盖早暮
之有思惟、吾 師眷々服膺於本宗浩句上

無事道場不勝幸甚、惟 大師勉之、

皇明万曆二十五年五月初六日 松雲在咸陽途中拜

文英大禪師 西生浦宮下

【訓読⑮】

大士は日南の釈。(文英清徳)松雲は四溟の禪。烏石嶺^①古風の望州亭^②。明月吹々にして休まず之を照らす。今古此の造物、無尽蔵に在り。吾と師との苦樂する所、翁方楽上を厭う。道眼の隔たり無しと雖も、白陽大いに身を患い、盍ぞ早暮の思惟有らざる。吾が師眷々、本宗浩句の上(文英清徳)に服膺す。無事の道場幸甚に勝えず。惟だ大師之を勉め。

皇明万曆二十五年五月初六日 松雲咸陽^③の途中に在り。拜。

文英大禪師 西生浦宮下

【語釈⑮】

①烏石嶺：烏石山。福州（福建省）侯官県の西南隅にある。烏石嶺とも。（中略）九仙山と東西に対峙し、勝景に富み、坐禪石・天台橋・般若台等がある。山の東には神光寺（一名大雲寺）があり、唐の大暦三年（七六八）の創建で、黄檗希運の法嗣烏石靈観が住した。（『禅学大辞典』）

②望州亭：福州（福建省）雪峰山中にある亭。山中二十三景として往時よりその名が伝えられている。（『禅学大辞典』）

③咸陽：慶尚道咸陽郡。

【史料⑯】

春晚、得与 大禪師電影中、打葛藤、当時面目

耿々、如秋天列星、須刻、不能忌于 恨也、又因蔣者之還、

将 大禪師書一封、若接禪客慰豁、我恨頗為嘉也、

若論此事言語道断、心行处滅、其容詎擬儀於其間

哉、雖然、理随事變、不能無言、謹斯復不説々々、惟

大禪師当以不聞、聞咄、

皇明万曆二十五年六月初五日 北海松雲拜

鞠二川処所伝問意、当如 大禪師所示而、伝之

二川亦感 厚意、恋々、不置、思欲伝書勤叙

遠情、遥倦暑而不能令我通恨、惟

大禪師亮之、

文英大禪師 金毛床下

【訓読⑯】

春晚、大禪師に与して電影中に葛藤を打する^①ことを得る。当時の面目耿々たり。秋天の列星の如く須刻^②に恨を忌む能わず。又蔣^{蔣希巻}者の還りて、大禪師書一封を将てするに因りて、禪客に接すが若く慰豁^{いかつ}にして、我が恨頗る嘉びと為すなり。もし、此の事を論ぜば、言語道断、心行处滅、その容、詎^{いずくん}ぞ儀をその間に擬するか。然りと雖も、理は事変に随う。無言能わず。謹みて斯く復た説かず。々々。大禪師当に以て聞くべからざるを惟う。聞咄。

皇明万曆二十五年六月初五日 北海松雲拜

鞠二川^④の処、伝う所の問意、当に大禪師示す所の如く、之を伝うべし。二川亦た厚意を感じ。恋々。置かず。伝書して遠情を勤叙せんと欲し思うに、遙かに倦暑して、我をして恨を通ぜしむ能わず。惟だ大禪師之を亮せ。

【語釈⑬】

- ① 打葛藤…「打葛藤不少」で「文句の紛糾してくどくどしい事」。(『禅学大辞典』)。
- ② 須刻…「須」は「しばらく」(『大漢和辞典』)。
- ③ 慰豁…「豁」は「ふかいさま」(『大漢和辞典』)。
- ④ 鞠二川…未詳。鞠は朝鮮人の姓であり、人名か。

【史料⑭】

路畔得観 来書、感慰孔深、我途由咸陽、今始到
 慶州、明当前往 貴營、耳、余展在 奉晤、不宣、
 丁酉端月旬有四主簿蔣啓仁判印
 奉呈 金大夫足下

【訓読⑮】

路畔に來書を得觀し、感慰孔深。我が途咸陽^①に由りて、今始めて慶州^②に到る。明^{あした}前に貴陣に前往すべきのみ。余を展^のべるは、奉晤^③に在り。不宣。

丁酉端月旬有四主簿蔣啓仁判印
 金大夫足下に奉呈す

【語釈⑯】

- ① 咸陽…慶尚道咸陽郡。
- ② 慶州…慶尚道。
- ③ 奉晤…「晤」は「あふ。むかふ。対面する。」(『大漢和辞典』)

【語釈⑰】

恋中、得見 貴書、如対 尊禪、良慰々々、所示書籍、近地焚蕩極甚得之、末日是可恨也、余在奉晤、不備、

丁酉季春旬二 主簿蔣啓仁判印
 奉答 清韓禪師 搦下

【訓読⑱】

恋中に貴書を得見し、尊禪に対するが如し。良慰、々々。示す所の書籍、近地^①焚蕩^②すること極めて甚だしきこと之を得る。末日是れ恨むべきなり。余は奉晤に在り。不備。

丁酉季春旬二 主簿蔣啓仁判印
 清韓禪師 搦下に奉答す

【語釈⑲】

- ① 近地…「近い土地。近辺。」(『大漢和辞典』)
- ② 焚蕩…「焼失する。やけてあとかたもなくなる。」(『大漢和辞典』)

【文書⑳】

瘴暑、
 大将軍宮候如何、遥切景仰、暑^{〔暑〕}因蔣
 啓仁来、得
 將軍情札、詳審
 将示意、深用為謝、松雲得語、沈
 老偕往蔚山川辺、与

將軍決議、永以為好、蔣公邀 沈至宜

春、被

天朝拿去、遂違

厚意、徒帳望奈何、如有 意於通

情、則幸勿

疑阻、与

將軍頗有切意如是耳、敬惟

將軍寬亮、

皇明万曆丁酉七月初一日 四溟松雲頓首印

拜上清正大上官 西生浦

【訓読⑱】

瘴暑^①にして、大將軍^{（加藤清正）}の營候如何^{（いかに）}。遙切に景仰す^②。日者^③に蔣啓仁^{（蔣希春）}來たるに因りて、將軍の情札を得、示意を將て詳審にし、深く用謝を為す。松雲^{（松雲沈老）}と語るを得、偕に蔚山川^{（蔚山）}に往きて、將軍と決議せんとす。永く好を以為い、蔣公^{（蔣希春）}を邀へ、宜春^④に至らんとするに、天朝に拿去せられ、遂に厚意に違ふ。徒な帳望、奈何せん。如し意を情に通ずる有らば、則ち幸い疑阻すること勿れ。將軍と頗る切意有ること是の如きのみ。敬みて惟だ將軍寬亮せよ。

皇明万曆丁酉七月初一日 四溟松雲頓首印

拜上清正大上官 西生浦

【語釈⑲】

①瘴暑：「瘴」は「山川の毒氣の中つておこる熱病」（『大漢和辞典』）。

ここでは、暑さで病氣になりそうなほど非常に暑いことを指すか。

②景仰：「慕ひあふぐ。景慕。仰望」（『大漢和辞典』）

③日者：原文「暑」。意味不通のため、書写段階で転訛したと判断して校訂した。「日者」は「さきには。さきの日。」（『大漢和辞典』）

④宜春：宜寧郡の別名。【史料⑳】にも記述がある。

【文書⑳】

禪師日東之人、松雲大夏之骨、雲泥有隔、把臂似不容

易、今此一咲、亦是宿縁、良以為幸恩、与 法眼重叙寔

有大計、人事巧違、被 天朝拿去、吾等急策、可為

奈何々々、師与我則可以於百草頭上、活眼相見矣、所

可恨者与 大上官不得易拜也、雖然倘有意於通

情、則萬不 疑碍、佳甚々々、惟 大單市神通看

万曆丁酉七月初一日 徑山俊孫北海松雲 拜判

上 文英大禪師禪榻下 西生浦

【訓読㉑】

禪師は日東^①の人、松雲は大夏^②の骨、雲泥の隔たり有り。把臂^③すること容易ならざるに似たり。今此れ一咲。亦是れも宿縁。良く以為らく幸恩。法眼^{（清徳）}と重叙し、寔^{（まこと）}に大計有り。人事^④巧違^⑤して、天朝^{（明）}に沈は拿せられ去る。吾等策を急ぎ、奈何すべし、々々。師と我と則ち以て百草頭上^⑥に於いて活眼^⑦相見すべし。恨むべき所の者、大上官と易拜するを得ざるなり。然りと雖も、倘し意を通信有らば、則ち萬疑碍^⑧せざれ。佳甚々々。惟だ大禪師^⑨神通にて看よ。

万曆丁酉七月初一日 徑山^⑩俊孫北海松雲 拜判

文英大禪師禪榻下^{（たごう）}に上る 西生浦

【語釈⑳】

- ①日東…「日本の国の称。」(『日本国語大辞典』第二版)
- ②大夏…「天竺(インド)のこと。」(『例文 仏教語大辞典』)
- ③把臂…「ひちをとる。互いに親しみあふにいふ。」(『大漢和辞典』)
- ④人事…「人間社会の事柄。」(『大漢和辞典』)
- ⑤巧違…「意外の事故によりて機会を誤ること。」(朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』)
- ⑥百草頭上…「〔百草〕は、多くの草。転じて、一切万象の意) 一切の事々物々のこと。あらゆる物事。」(『例文 仏教語大辞典』)
- ⑦活眼…「活きた眼。ものの道理を見抜くすぐれた眼力。」(『禅学大辞典』)
- ⑧疑碍…「疑いによる障碍。疑いによつて邪魔されること。」(『例文 仏教語大辞典』)
- ⑨禪師…原文「単市」。意味不通のため、「禪師」の旁と判断し校訂した。
- ⑩徑山…「中国五山の一つ。浙江省北部、杭州西方の臨安県にある天目山の東北峰。」(『日本国語大辞典』第二版)

【文書㉑】

獲承 来書、圭復再三、慰浣可斗、兩國和平、豈非共願、第日本所要、違道乖理故、俺及松雲師前此屢進、而不得諧耳、將軍令猶執此而不回、則俺与松雲、雖有更進、亦無益矣、頃年 冊使之將臨日本、每以撤兵為約、至於冊使往回之後、兵猶不撤、是以日本之所為、不見信於人也、倘以撤兵明白約誓、必無違指、則遺使修好之事、自當

次第奉行矣、 將軍誠以此意為可、則幸 回示一字、俺等當待 示前進、松雲師在山中、道路頗脩、其回書未可速致、然想松雲之意、与俺一般、須更 謀意於近易、勿以高遠阻其好也、見彼此之幸、豈不偉哉、惟將軍亮察、余不宣、
万曆二十五年七月十二日
平清正大上官

【訓読㉑】

来書を獲承し、圭復^①すること再三。慰浣^②計るべし。兩國^③和平、豈に共に願う所に非ずや。第^④だ、日本の要する所、道に違ひ理に乖く故、俺^⑤及松雲師、此に前んじて屢進^⑥むも、而して諧^⑦うを得ざるのみ。將軍^⑧今猶お此れに執して回^⑨らざれば、則ち俺と松雲と更進有ると雖も、亦た益無し。頃年^⑩冊使の將に日本に臨み、毎に撤兵を以て約を為さんとす。冊使往回の後に至り、兵猶お撤せず。是を以て、日本の所為、信を人に見ざるなり。倘^⑪し撤兵を以て明白に約誓し、必ず違指無くんば、則ち遣使^⑫修好の事、自當^⑬次第に奉行せり。將軍誠^⑭に此の意を以て可と為し、則ち幸いに一字を回示せば、俺等^⑮前に前進を示すべし。松雲師山中に在り。道路頗る脩^⑯し。其の回書未だ速致すべからず。然るに松雲の意を想うに、俺と一般たり。須らく謀意を近易^⑰に更え、高遠を以て其の好を阻む勿かれなり。彼此の幸を見るに、豈に偉ならずや。惟だ將軍亮察せよ。余不宣。

万曆二十五年七月十二日
平清正大上官

【語釈⑲】

① 圭復…「人から来た手紙を再三くりかへして読むこと。」(『大漢和辞典』)

② 今…原文「令」。意味不通のため、「今」に改めた。

③ 遣使…原文「遣使」。意味不通のため、「遣使」に改めた。

④ 自当…「自擔に同じ」。「自擔」は「自ら負擔すること。」(朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』)

府編『朝鮮語辞典』)

【文書⑳】

別後 禪候如何、我則病暑弥留、日以為甚、而午夜驅馳

勞熱兼発、小不食餒、生死可嘆、出来則向 沈爺所駐

処遇見雲峯途中、謀以為好、前月念八日陪至宜寧之

地、不意被 天朝拿去、人事巧違、一至於此、甚可恨也、誠

所恨、好事多魔、与功虧一篑者也、雖然天運有数物、

各有時、慎勿以此為疑阻、便以好意相謀、使得两国之幸、

則不亦榮哉、惟 大師亮察、余不宣、

丁酉七月初三 蔣啓仁 拜上判

拜呈 文英大禪師榻下 西生浦 判格

【訓読㉑】

別後①の禪候如何^{いかに}。我則ち病暑弥留^{ひんじよ}し②、日に以つて③甚だしきを為す。

而るに午夜④驅馳し、勞熱兼発し、小しも食餒せず。生死嘆くべし。

出来して即ち沈老^{しんらう}の駐する所の処を問ひ、遇^{あひま}雲峯⑤の途中に見え、

謀して好せんと以為^{おも}うに、前月念八日陪^{とも}して宜寧⑥の地に至るに、不

意^いに天朝^{てんてう}に拿去せらる。人事⑦の巧違^{くわい}、一^{いっ}に此に至る。甚だしく恨む

べきなり。誠に恨む所は、好事魔多し^し。与に功一篑に虧く^く者なり。

然りとはいえども、天運に数物有り。各時有りて慎みて此れを以て疑阻

と為す勿^なれ。便ち好意を以て相謀り、两国^{にこく}の幸を得さしめば、則ち亦

た楽しからずや。惟だ大師亮察^{てうしやうさつ}せよ。余不宣。

丁酉七月初三 蔣啓仁 拜上判

拜呈 文英大禪師榻下^た 西生浦 判格

【語釈㉒】

① 別後…「別れてからのち。一別以来。」(『大漢和辞典』)

② 弥留…「ながびく。病の重いこと。病が久しく身に留る意。」(『大漢和辞典』)

③ 日以…「日以」(ひにもって)は「日に日に。以は而。」(『大漢和辞典』)

④ 午夜…「夜の十二時。真夜中。昼の十二時の午の転用。一節に午は

五で、五夜に同じ。」(『大漢和辞典』)ただ、ここでは「真夜中」と

いった意味か。

⑤ 雲峯…全羅北道南原地域の旧地名。「雲峯在^{全羅道}全羅東界、与^{慶尚道}慶尚相

接」(『宣祖実録』巻五四、二七年(一五九四)八月乙丑条)とあるよ

うに、全羅道と慶尚道の境界地域にある。

⑥ 宜寧…慶尚道宜寧郡。

⑦ 人事…「人間社会の事柄。」(『大漢和辞典』)

⑧ 巧違…「意外の事故によりて機会を誤ること。」(朝鮮総督府編『朝

鮮語辞典』)

⑨ 好事多魔…「よいことにはとかく邪魔がはいりやすい。」(『日本国

語大辞典』第二版)

⑩ 功虧一簣…「非常に高い築山をきずくときに、最後にたった簣一杯の土が足りないだけでも完成しない意から」長い間の努力も最後のほんのちよつとの手違いから失敗に終わってしまうことのたとえ。」
『日本国語大辞典』第二版) なお、原文では「虧」の旁が「雇」になっっている。

⑪ 榻下…原文は「榻下」。脇付「榻下」の誤字と考えて校訂した。「書簡の脇付の一つ。宛名の脇に書いて、敬意を表わすことば。僧などにあてる手紙に用いる。」(『日本国語大辞典』第二版)

【文書23】

書来、得審 平候、喜慰々々、我病猶未歇、将不支
吾可向々々、今者雖欲往叙所恨、而惟恐 大上官之
要、仍前高遠之執一故、今姑不進、然将以好意於理不
肖、則我等与 上官遂功、於今日垂名於万世、豈不
大幸也、更須勉旃、白^(白)以為忽、余後当 奉話一々、不
宣、

丁酉七月旬二主簿蔣啓仁^(拜手)判

拜復副将金太夫 足下 西生浦

【訓読23】

書来たりて、平候を審らかにするを得る。喜慰々々。我が病、猶お歇まず。將に吾を支えず向かうべし。々々。今者^(今)恨む所を往叙せんと欲すといえども、しかれども惟だ大上官の要、仍前^(仍)高遠に執一する^(執)を恐るが故に、今姑く進まず。然るに將に好意を以て、理に於いて背かざれば^(背)、則ち、我らと上官と功を遂げ、今日に於いて名を万世

に垂れん。豈に大幸ならざらんや。更に須らく勉旃^(勉)すべし。日に以つて忽を為せ^(忽)。余後は当に一々を奉話すべし。不宣。

丁酉七月旬二主簿蔣啓仁^(拜手)判

拜復副将金太夫 足下 西生浦

【語釈23】

① 今者…「このごろ。ちかごろ。今時。昨今。頃者。」(『大漢和辞典』)

② 仍前…「前のとほり。もと通り。」(『大漢和辞典』)

③ 高遠執一…「高遠」は「高く且つ遠い。又、遠く隔たつてゐること。」(『大漢和辞典』) ここでは、歩みよらずに隔絶した条件に執着し続けることを指すか。

④ 不背…原文「不肖」。意味不通のため、「不背」に改めた。

⑤ 勉旃…「これを勉めよ、能く勉勵せよとはげます語。」(『大漢和辞典』)

⑥ 日以為忽…原文は「白以為忽」。意味不通のため、「日以」に改める。

⑦ 拜手…原文「拜于」。意味不通のため、「拜手」に改める。

【文書24】

得観 回翰欣慰交併、我欲前往以叙所恨、而 大上官
所要、仍前高遠執而不回、則我雖更進、反亦無益、 大師与
大上官謀諸好意、遂使両国成和、則万世之幸可言々々、
我等与 大上官謀事之情、北海不淺、須以不肖之意
回示数字、則我等当進為計、松雲師備在山中、縦未及
修回其意不外乎、此更須 寬察、余後猶 奉叙

一々、不宣、

丁酉七月旬二

主簿蔣啓仁^{拜呈判}

奉復 文英大禪師 榻下^{編下}

西生浦 判格

【訓読²⁴】

回翰を得^{とくど}睹^①し、欣慰^②交併^③す。我前往し以て恨む所を叙せんと欲す。而るに大上官^(加藤清世)、要する所、仍前高遠^④に執して回^{かえ}らざれば、則ち我更に進むと雖も、反^{かえ}つて亦た無益なり。^(文英清體)大師と大上官と諸を謀り、好意を遂げ、^(日朝)兩國をして和を成さしめば、則ち万世の幸と言うべし、々々。我等と大上官と謀事の情、海の如く浅からず。須らく不肖の意を以て数字を回示せば、則ち我等まさに進みて計を為すべし。松雲師^(惟政)山中に備在す。縦え未だ修回するに及ばざるといへども、其の意外れざらんや。此れ更に須らく寛察すべし。余は後に猶お一々を奉叙すべし。不宣。

丁酉七月旬二

主簿蔣啓仁^{拜呈判}

奉復 文英大禪師 榻下

西生浦 判格

【語釈²⁴】

- ①得睹…「睹」は「見る」(『大漢和辞典』)。
- ②欣慰…「よろこばしく思ふ。たのしみ。」(『大漢和辞典』)
- ③交併…「交并」は「まじる。いっしょになる」(『大漢和辞典』)。「愧懼交併」(『成宗実録』卷一三三二、十二年八月癸亥条所引「宗貞国書契」)とあり、両者は通用した。
- ⑥榻下…原文は「榻下」。【語釈²²】参照。